

【課題No.17】

中分類 25「一般事務従事者」に属する職業の見直し

1 課題

中分類 25「一般事務従事者」に属する職業には、例えば人事事務員であれば、組織の人材マネジメントなどの専門性を有する課業を行う職務と採用業務補助などのアシスタントを行う職務など課業の遂行に求められる知識や技能の幅が異なる職務が混在している。

これらの職務について、職務の実態などを踏まえた見直しを検討してはどうか。

(中分類 25 一般事務従事者)

庶務・文書・人事・厚生・企画・調査・広報・法務・教育研修などの仕事に従事するものをいう。秘書・応接（電話応接を含む）などの仕事及び事務全般（中分類 26～31 に係るものを含む）の仕事に従事するものも含まれる。

(属する小分類項目)

251 庶務事務員 252 人事事務員 253 企画事務員 254 受付・案内事務
255 秘書 256 電話応接事務員 257 総合事務員
259 その他の一般事務従事者

2 国際標準職業分類 2008 年版（ISCO-08）等との比較

(1) 国際標準職業分類 2008 年版（ISCO-08）との比較

ISCO-08 大分類 4「Clerical support workers（事務補助員）」の説明では、「情報の記録、編成、保管、コンピューター処理及び復旧、金銭管理、旅行手配、情報請求及び予約に関連する多くの業務を行うものが分類される。」とされている。

具体的な分類項目について、小分類項目の名称をあげると、

411 一般事務員、412 秘書（一般）、413 キーボード入力オペレーター
421 窓口係、集金及び関連職業の事務員、421 顧客情報管理従事者
431 経理担当事務員、432 在庫・輸送管理事務員
441 その他の事務補助員

となっており、日本標準職業分類の大分類 C に属する職業の全てが、ISCO-08 大分類 4 に対応する関係にはなっていない。

中分類 25 一般事務従事者で比較すると、252 人事事務員、253 企画事務員並びに 259 その他の一般事務従事者の内容例示に記載の「広報係事務員」及び「法務係事務員」については、ISCO-08 では大分類 2「Professionals（専門職）」又は大分類 3「Technicians

and associate professionals (技術者、準専門職)」に対応する職業が設定されている。

表1 一般事務従事者における日本標準職業分類とISCO-08の比較

日本標準職業分類	ISCO-08
252 人事事務員	242 Administration professionals (経営専門職) 2423 Personnel and careers professionals (人事・能力開発の専門職) 2424 Training and staff development professionals (研修・職員教育の専門職) 334 Administrative and specialized secretaries (総務秘書、専門秘書) 3341 Office supervisors (事務所監督員)
253 企画事務員	243 Sales, marketing and public relations professionals (販売・マーケティング・広報の専門職) 2431 Advertising and marketing professionals (広告・市場調査専門職)
259 その他の一般事務従事者 ・ 広報係事務員 ・ 法務係事務員	243 Sales, marketing and public relations professionals (販売・マーケティング・広報の専門職) 2432 Public relations professionals (広報活動の専門職) 334 Administrative and specialized secretaries (総務秘書、専門秘書) 3342 Legal secretaries (法務秘書)

上記に記載の細分類項目のISCO-08における説明は以下のとおり。

- 2423：従業員の採用あるいは能力開発・職業分析・職業指導など、人事方針に関する専門的な対事業所サービスを提供するもの
- 2424：組織目標を達成する上で当該組織が必要とする技能及び競争力を経営幹部及び職員が確実に獲得できるようにする研修教育プログラムの計画・開発・実施・評価を行うもの
- 2431：広告戦略・広告キャンペーンの計画・調整を行い、新製品や新サービスのマーケットを判断し、新規及び既存の商品・サービスのマーケット機会の見極め・開拓を行うもの
- 2432：企業その他の組織・その商品やサービス及び地域で果たす役割に対する理解と好意的な見方を生み出す情報コミュニケーション戦略の企画・開発・実施・評価を行うもの
- 3341：「大分類4 事務補助員」に分類される従事者の活動の監督、調整を行うもの
(d) 職務・安全手順及び就業規則における従業員の研修及び指導、または実施される研修の準備
(e) 従業員の業務実績及び規則の遵守に関する評価、適切な人事措置の勧告
(f) 従業員の募集・面接及び選考の補助
- 3342：法務の専門用語及び法的手続の専門知識を適用しながら、法律事務所、大企業及び政府の法務部署に在籍する法務専門職に通信、文書作成、及び内部管理面の支援を提供するもの

(2) 厚生労働省編職業分類及び民間求人サイトの職種一覧との比較

上記(1)でISCO-08と具体的に比較をした小分類252 人事事務員、253 企画事務員並びに259 その他の一般事務従事者の内容例示に記載の「広報係事務員」及び「法務係事務員」について、厚生労働省編職業分類及び民間求人サイトの職種一覧でどのような項目が設定されているか整理したところ、次のとおりであった。

表2 一般事務従事者における日本標準職業分類と厚生労働省編職業分類及び民間求人サイトとの比較

日本標準職業分類	厚生労働省編職業分類	民間求人サイト職種一覧
252 人事事務員	033 総務・人事・企画事務の職業 033-02 人事事務員	・人事、給与、労務、採用 ※まとめた職種として整理
253 企画事務員	033 総務・人事・企画事務の職業 033-03 企画・調査事務員	※事務とは異なる大分類において、販売企画、商品企画、経営企画などが設定
259 その他の一般事務従事者 ・広報係事務員 ・法務係事務員	035 その他の総務等事務の職業 035-01 法務・広報・知的財産事務の職業	・広報 ・IR ・法務 ・コンプライアンス

厚生労働省編職業分類及び民間求人サイトの職種一覧との対応関係を整理すると、民間求人サイトの職種一覧では企画事務員が事務とは異なる大分類に設定されていたものの、そのほとんどが事務に属する職業に位置付けられている状況であった。

一方、厚生労働省編職業分類では中分類が複数に分かれていることから、中分類25 一般事務従事者と対応する中分類整理すると、「033 総務・人事・企画事務の職業」、「034 一般事務・秘書・受付の職業」、「035 その他の総務等事務の職業」、「036 電話・インターネットによる応接事務の職業」及び「037 医療・介護事務の職業」と複数に分かれている状況であった。

3 見直しの背景、実質的な見直しの必要性、理由等

ISCO-08との比較を踏まえれば専門性を有する事務の職業が中分類25 一般事務従事者に含まれていることが認められる。

一方、平成21年第5回改定時においても専門性を有する事務の職業の区分可能性について検討されたものの、区分に必要な情報を統計調査の回答から得ることが難しいとの意見を尊重し、現行の分類となった。現在においても、厚生労働省編職業分類及び民間の求人サイトの職種一覧を考慮すると、我が国の実状として事務従事者に含まれる専門性を有する事務の職業を取り出しISCO-08 大分類2及び大分類3に対応する大分類B専門的・技術的職業従事者に移設することは困難と考えられる。

一方で、中分類 25 一般事務従事者の集計値が大きく、細分化の余地があると思われることから、現行の日本標準職業分類よりも細分化されている厚生労働省編職業分類を参考にした中分類の整理が必要ではないか。

※見直しの方針は、課題 17～19 をまとめて別途記載

【課題No.18】

小分類 257「総合事務員」の取扱い

1 課題

平成21年第5回改定では総務事務員を「庶務事務員」と「人事事務員」に分割するとともに、主に中小企業等で複数の職種を掛け持ちする者を想定し「総合事務員」を設けた。

しかしながら、「その他の一般事務従事者」との境界が曖昧に思えるところもあるため、その取扱いを検討してはどうか。

【参考】

(小分類 257 総合事務員)

大分類C〔事務従事者〕に該当する仕事全般について、特に行うべき仕事の内容が限定されず各種の事務の仕事に従事するものをいう。

ただし、複数の仕事の従事していても、行うべき仕事の内容が限定されている場合は、行う仕事の内容により「総合事務員」以外の小分類に分類される。

(小分類 259 その他の一般事務従事者)

広報、法務など小分類〔251～257〕に含まれない一般事務の仕事に従事するものをいう。

2 「総合事務員」の取扱いについて

(1) 日本標準職業分類における取扱い

日本標準職業分類における説明は上記のとおりであるが、ここで平成21年第5回改定時の議論からどのような職業を想定しているのか整理すると、大きく2つの意見に集約される。

A 少ない人数で様々な事務を担当する者

- ・ 中小企業等において、少ない人数で当該企業の事務を担当する事務員
- ・ 色々な仕事をよろず的に行っている事務員
- ・ 何でもできる事務員

B 様々な事務に関わる事務アシスタント

- ・ 定型的な仕事に従事する事務員
- ・ パソコン入力をやるが、時間があれば経理の伝票整理も手伝う。お客が来れば、その受付けやお茶出しをする事務員

(2) 厚生労働省編職業分類等における取扱い

「総合事務員」は一般に用いられている用語ではないため、職業分類改定検討委員会の検討で用いられた「一般事務」について、他の職業分類における説明を整理すると次のとおり。

(厚生労働省編職業分類)

- ・ 電話の応対、来訪者の受付・案内、文書・伝票・資料の作成・分類・整理・保管、帳簿の記帳、郵便物・荷物の発送・仕分け、物品の発注・受け渡しなど各種の定型的な仕事に従事するものをいう。

(職業情報提供サイト（日本版 O-NET）（愛称：job tag）)

- ・ 特定の分野の事務を専門的に行うものではなく、様々な定型的な事務の仕事を行う。

(労働者派遣業における説明)

- ・ 事務職の中で、もっとも基本的な職種。パソコンを使用してデータを入力したり、社内外に必要な書類の作成・処理・整理をしたり、郵便物の仕分け・発送や電話対応・来客対応をしたりと、広範囲に渡って業務を行う。
- ・ 「事務職」の中でもっとも基本的な役割を担う役職。特別なスキルや資格は必要でない場合が多い。
- ・ 部署内のサポート業務を中心に書類整理やファイリング、データ入力などの事務作業を行う職種の総称。企業によっては、経理や人事、労務など別分野における業務サポートを含む場合もある。

上記のとおり、厚生労働省編職業分類等における「一般事務」の取扱いは、定型的な業務に広範囲に渡って関わる事務という整理ができ、上記(1)Bの考えが該当するものと考えられる。

3 見直しの背景、実質的な見直しの必要性、理由等

(1) 総合事務員に含まれる職業の整理

総合事務員は、令和2年国勢調査結果で約264万人と膨大な数であるが、「特に行うべき仕事の内容が限定されず各種の仕事に従事するもの」と説明されており、その職業の実態が把握できない現状となっている。

総合事務員が設定された際の議論を振り返っても、裁量性を持って複数の職業を1人で担当している者と基本的な業務をサポート的に行う者が混在している。これまでの研究会でも、「そもそも分類すること自体が難しい塊」、「中小企業における事務補助

のような専門分化されていない職種」との意見をいただいているところ、本分類にどのような職業が該当するのか整理する必要があるのではないか。

(2) 他の職業分類等で用いる概念の検討

厚生労働省編職業分類等では、定型的な業務に広範囲に渡って関わる事務を「一般事務」とし、他の職業と区分している一方、日本標準職業分類では異なる概念で中分類において「一般事務従事者」を設定している。

分かりやすさの観点から分類項目名称について検討する必要があるのではないか。

※見直しの方針は、課題17～19をまとめて別途記載

【課題No.19】

小分類 259「その他の一般事務従事者」の見直し（新規立項の検討）

1 課題

令和2年国勢調査では、中分類 25「一般事務従事者」800万人のうち小分類 259「その他の一般事務従事者」が370万人と大きな割合を占めている。

医療事務や介護事務など事業所（産業）に由来するものも含まれていると考えられるが、厚生労働省編職業分類などを参考に新規立項を検討する余地があるのではないかと。

【中分類 25 一般事務従事者】

庶務・文書・人事・厚生・企画・調査・広報・法務・教育研修などの仕事に従事するものをいう。秘書・応接（電話応接を含む）などの仕事及び事務全般（中分類 26～31に係るものを含む）の仕事に従事するものも含まれる。

【小分類 259 その他の一般事務従事者】

広報、法務など小分類〔251～257〕に含まれない一般事務の仕事に従事するものをいう。

- 広報係事務員；法務係事務員；調査票審査・集計事務員；外国事情調査員；資料保管事務員；図書保管事務員；編集事務員；船舶事務長；船舶事務員；筆耕事務員；保険契約事務員；かんぽ生命保険契約事務員；パーサー（船舶）；医療事務員；電報受付事務員；介護保険事務員；通信販売受付事務員（電話以外によるもの）；苦情受付事務員（電話以外によるもの）

2 小分類 259「その他の一般事務従事者」に含まれる職業

中分類 25 の説明は当該分類に属する小分類等が例示されているものであり、一般事務従事者に含まれる範囲が判然としないが、内容例示を踏まえると大きく2つの傾向に整理できる。

①産業に関わらず共通して発生する事務の従事者

広報係事務員、法務係事務員、苦情受付事務員、資料保管事務員、図書保管事務員

②特定の産業に由来する事務の従事者

船舶事務員、医療事務員、介護保険事務員

ここで、小分類 259「その他の一般事務従事者」に含まれる職業について、上記①及び②の傾向別にその実態について整理した。

(1) 産業に関わらず共通して発生する事務の従事者

厚生労働省編職業分類や民間求人サイトの職種一覧（以下、併せて「他の職業分類等」という。）で、産業横断的に発生する事務を整理すると、法務、コンプライアンス、知的財産、特許、広報、IRなどが確認できた。

また、厚生労働省編職業分類では、これらを併せて「法務・広報・知的財産事務の職業」という分類項目を設定している。

いずれの職業についても産業に関わらず共通した事務の従事者であるため国勢調査等の結果を活用して就業者数を推測することはできなかったが、他の職業分類等で分類項目等を設定していることを踏まえれば一定の就業者数があることが考えられる。

(2) 特定の産業に由来する事務の従事者

ア 令和2年国勢調査の結果において、小分類259「その他の一般事務従事者※」に含まれる従業者の産業別分布を確認したところ表3のとおり、「公務（行政機関）」「医療業」、「社会保険・社会福祉・介護事業」、「医薬品・化粧品小売業」、「学校」及び「保険業」の割合が高い状況であった。

※ 令和2年国勢調査では、その他の一般事務従事者の他に、企画事務員、受付・案内事務員、秘書及び電話応接事務員を集約している。

表3 令和2年国勢調査の結果におけるその他の一般事務従事者の産業別内訳

259 その他の一般事務従事者	3,737,860
大S公務（他に分類されるものを除く）	956,130（25.6%）
大P医療、福祉	476,660（12.8%）
中83医療業	350,070（9.4%）
中85社会保険・社会福祉・介護事業	105,670（2.8%）
大I卸売業、小売業	367,550（9.8%）
小603医薬品・化粧品小売業	108,930（2.9%）
大O教育、学習支援業	204,550（5.5%）
小811～816（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等教育機関）	104,930（2.8%）
大分類J金融業、保険業	200,230（5.4%）
中67保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	85,860（2.3%）

イ 上記の結果を踏まえ、小分類259「その他の一般事務従事者」に占める割合が高かった産業と関係する事務従事者について、他の職業分類等における取扱いを整理したところ、次のとおりであり、他の職業分類等で目的や設定の基準は異なると考えられるものの、いずれも分類項目又は職種として設定している状況であった。

表4 その他の一般事務従事者における他の職業分類等での産業別取扱い

	厚生労働省編職業分類	民間求人サイト職種一覧
公務（行政機関）	他に分類されない総務等事務の職業	公務員
医療業	医療事務員	医療事務、医療秘書
社会保険・社会福祉・介護事業	介護事務員	介護系事務職
医薬品・化粧品小売業	調剤薬局事務員	—
学校	他に分類されない総務等事務の職業	学校事務、大学事務、教務事務
保険業	その他の営業・販売関連事務の職業	金融事務

3 見直しの背景、実質的な見直しの必要性、理由等

小分類 259「その他の一般事務従事者」には、上記2のとおり他の職業分類等から一定の就業者数が見込めること及び他の職業と区分可能な職業が含まれていることが推察できる。

また、中分類 25「一般事務従事者」の説明が小分類項目等を列挙する形であり、当該中分類に属する職業の範囲が曖昧であることから、小分類 259「その他の一般事務従事者」が増加している要因になっていることが予測される。なお、厚生労働省編職業分類と比較すると中分類をまたぐような関係（下表参照）になっており、見直しの余地があるのではないかと考える。

については、中分類 25「一般事務従事者」について、その範囲を整理するとともに、他の職業分類等を踏まえ、分類 259「その他の一般事務従事者」に含まれる職業の新規立項など、実態を整理するための措置が必要ではないかと考える。

表5 その他の一般事務従事者における日本標準職業分類と厚生労働省編職業分類の比較

日本標準職業分類	厚生労働省編職業分類
259 その他の一般事務従事者	035 その他の総務等事務の職業 035-01 法務・広報・知的財産事務の職業 035-99 他に分類されない総務等事務の職業 036 電話・インターネットによる応接事務の職業 036-04 インターネット応接等事務員 037 医療・介護事務の職業 037-01 医療事務員（調剤薬局を除く） 037-02 調剤薬局事務員 037-03 介護事務員

課題 17～19 を踏まえた大分類C「事務従事者」に関する見直しの方針（事務局案）

（1）小分類 259「その他の一般事務従事者」の見直し

小分類 259「その他の一般事務従事者」に分類されている職業について次の観点で新規立項の可能性を検討する。

① 産業に関わらず共通する事務の従事者

他の職業分類等で設定されている職業を中心に課業の情報収集を行い、類似した職業の検討やそれらの就業者数を把握し、新規立項の可能性を検討する。

（具体例）法務事務、広報事務 等

② 特定の産業に由来する事務の従事者

特定の産業に由来する事務の従事者のうち一定の就業者数がある職業を中心に、課業の情報収集を行い、中分類 25「一般事務従事者」に属する他の職業との類似性を整理し、分類項目の設定原則に照らし新規立項の可能性を検討する。

（具体例）医療事務、介護事務、学校事務 等

（2）小分類 257「総合事務員」に属する職業の整理

総合事務員設定時（平成 21 年改定）の議論も踏まえ、当該分類項目に属することが適当な職業について、他の職業分類等の考え方も参考に整理する。

（3）中分類 25「一般事務従事者」に属する小分類項目の整理

中分類 25「一般事務従事者」に属する小分類項目及び属すると考えられる職業の情報収集を行い、各職業を構成する課業の組み合わせや課業の性質などを整理する。

（4）大分類C「事務従事者」に属する中分類の再構成の模索

① 中分類 25「一般事務従事者」の再構成の模索

分類項目の設定原則に照らして、中分類 25「一般事務従事者」に属する小分類項目等の整理を、他の職業分類等を参考に中分類 25「一般事務従事者」の細分化の可能性を検討する。

② 大分類C「事務従事者」に属する他の中分類の再構成の模索

中分類 25 の検討の視点を踏まえ、大分類C「事務従事者」に属する他の中分類も属する小分類を再編する余地があるか、他の職業分類等を参考に検討する。

（5）分類項目名及び説明の見直し

分類項目の検討において整理した考えを踏まえ、利用者にとって分かりやすい分類

項目名や説明になっているのか検討し必要に応じて見直しを行う。